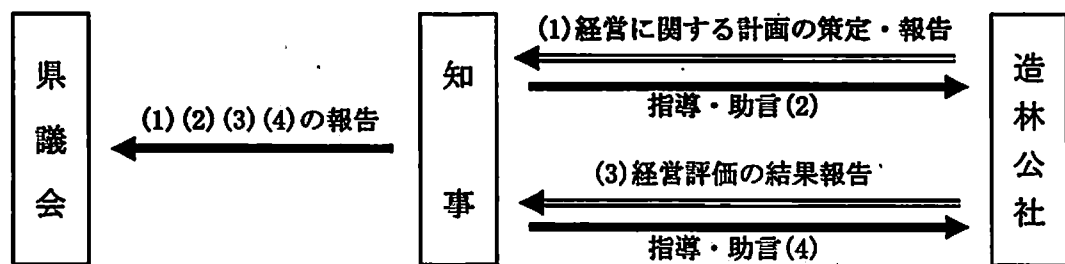


## 一般社団法人滋賀県造林公社「第2期中期経営改善計画」 の策定状況について

### 1. 計画の策定

第1期中期経営改善計画は、平成23年9月に策定したものであるが、平成27年度末をもって計画期間が終了するため、平成28年度からの5年間を計画期間とする第2期中期経営改善計画を平成27年度中に造林公社において策定予定である。

この計画は、「一般社団法人滋賀県造林公社の健全な経営の確保のための県の特別な関与に関する条例」(平成21年滋賀県条例第29号)に基づくもので、造林公社は同条例に基づき策定した計画を知事に報告し、知事はその計画に対して指導・助言を行うこととしている。



### 2. 検討委員会の設置

計画の策定にあたっては、外部の各分野における専門家による造林公社中期経営改善計画検討委員会を設置し、各委員の意見を踏まえた客観的な検討を行うこととしている。

#### ・検討委員会委員

委員長：栗山浩一 (学識者：大学院教授) ※県森林審議会会長  
 副委員長：土井裕明 (法律：弁護士) ※県労働委員会委員  
 委員：阪田眞二 (経営：公認会計士)  
           宮城定右衛門 (林家：指導林家)  
           白井俊秀 (実業：木材市場所長)

### 3. 検討状況

検討委員会は3回予定しており、11月中に2回開催し、各委員からの意見を踏まえた上で、造林公社において計画の策定作業が進められている。今後、さらに検討が行われ、3月末までに計画が策定される予定である。

#### 4. 検討委員会での主な意見

- ・国庫補助制度は、毎年度、何らかの変更があるため、公社は国の動向を見ながら伐採・搬出方法等を調整していく必要がある。
- ・不採算林の解約後の森林が適正に管理されるように、公社と県が連携して必要な措置を講じていくべき。
- ・伐採業務の発注見通しを可能な限り早期に情報提供することや、森林組合等の繁忙期を避けて業務発注するなど、伐採業務を円滑に進めるための工夫が必要。
- ・木造公共施設にかかる需要が増えてきたが、施設ごとに必要となる木材の規格が異なるため、県産材だけで対応することが困難な状況にある。例えば、設計段階から規格を揃えるよう発注者に働きかけることなどが必要。

#### 5. 計画策定に向けての考え方

- ・本県の森林面積の多くを占める公社林は、琵琶湖の水源かん養機能等の公益的機能を有しており、これらの公益的機能が持続的に発揮できるよう十分に配慮すること。
- ・造林公社は地域の木材生産の核であり、本県林業に非常に大きな影響を与える存在であることを十分に認識すること。
- ・平成 27 年度から本格的な木材生産および販売を開始するにあたり、中期的な林業・木材生産の動向（ビジネスモデルの変化）を的確に把握した上で、伐採収益の確保のために必要不可欠な対策について計画に盛り込むものとする。
- ・分収造林契約の変更等については、重要な経営改善事項であり、計画目標の達成に向けてさらに一層の努力をすること。
- ・第 1 期中期経営改善計画に対するこれまでの経営評価結果を踏まえ、適切な課題認識の下、戦略的な対応策を盛り込んだものとする。